

健康福祉課からのお知らせ

「児童扶養手当」の加算額が変わります

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子加算額および第3子以降の加算額が変更されます。加算額の変更により新たに手当の支給対象となる方(公的年金受給額より児童扶養手当の方が高くなる場合等)はお問い合わせください。

〈児童扶養手当とは〉

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない母子・父子家庭等の生活の安定と自立促進のために支給される手当です。受給するためには申請が必要です。また、所得制限等があります。

〈加算額の変更内容〉

■子ども2人目の加算額

定額5,000円 → 全部支給：10,000円 / 一部支給：9,990円～5,000円

■子ども3人目以降の加算額(1人につき)

定額3,000円 → 全部支給：6,000円 / 一部支給：5,990円～3,000円



※一部支給は所得に応じて決定されます。

※平成28年8月分から変更されますが、8月から11月分は、支払月である平成28年12月に支払われます。

※平成29年4月から加算額にも物価スライド制が導入され、「全国消費者物価指数」に合わせて加算額が変わります。

□お問い合わせ 健康福祉課(ファミリーセンター内) 子育て支援係 ☎43-2111(内線2564)まで

健康福祉課からのお知らせ

熊本地震災害義援金のご報告

4月14日に熊本県を中心に発生した地震災害に対して、役場本庁、各出張所、社会福祉協議会等に設置した募金箱に多数のみなさんから義援金が寄せられました。また、学校や職場などの団体や個人の方から窓口等に直接、義援金をいただきました。ご協力ありがとうございます。

お寄せいただいた義援金は、岐阜県共同募金会・日本赤十字社を通じ、現地の義援金受付窓口へ送金させていただきます。なお、熊本地震災害義援金の受付は、来年3月末まで行っておりますので、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

〈6月3日現在〉

募金箱の合計金額	257,890円
募金箱以外(直接窓口等)の合計金額	369,039円
総計	626,929円

□お問い合わせ 健康福祉課(ファミリーセンター内) 福祉係 ☎43-2111(内線2569)